

## 5 許認可業種一覧(許認可証の写しが必要となります)

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間
1	食料品製造業	許可	食品衛生法(55条)	5年を下らない 期間 <sup>※11</sup>
2	食料品販売業	許可	食品衛生法(55条)	
3	飲食店	許可	食品衛生法(55条)	
4	建設業 <sup>※1</sup>	許可	建設業法(3条)	5年
5	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業を除く)	許可	道路運送法(4条)	—
6	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業に限る)	許可	道路運送法(4条、8条)	5年
7	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(79条)	2年または5年 (更新時2年、3年または5年) <sup>※9</sup>
8	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	—
9	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—
10	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—
11	旅館業	許可	旅館業法(3条)	—
12	古物営業	許可	古物営業法(3条)	—
13	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(4条)	6年
14	医薬品(体外診断用医薬品を除く)・ 医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(12条)	5年または 6年 <sup>※2</sup>
15	医薬品(体外診断用医薬品を除く)・ 医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(13条)	5年または 6年 <sup>※3</sup>
16	医療機器・体外診断用医薬品 製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(23条の2)	5年
17	医療機器・ 体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(23条の2の3)	5年
18	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(23条の20)	5年
19	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(23条の22)	5年
20	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(24条)	6年
21	高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
22	高度管理医療機器・ 特定保守管理医療機器賃貸業 <sup>※4</sup>	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(39条)	6年
23	医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(40条の2)	5年
24	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律(40条の5)	6年
25	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (7条)	2年
26	産業廃棄物処理業 <sup>※5</sup>	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14条)	5年 (更新時5年または7年)
27	特別管理産業廃棄物処理業 <sup>※5</sup>	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (14条の4)	5年 (更新時5年または7年)
28	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年 (更新時5年)
29	病院、診療所、助産所	許可	医療法(7条)	—

番号	業種	許可等	根拠法	有効期間
30	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年
31	酒類製造業	免許	酒税法(7条)	—
32	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	—
33	酒類販売業	免許	酒税法(9条)	—
34	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	—
35	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—
36	労働者派遣事業 ※6	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(5条)	3年 (更新時5年)
37	家畜商	免許	家畜商法(3条)	—
38	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる(概ね2年)
39	興行場(映画館、劇場等)	許可	興行場法(2条)	—
40	浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	—
41	測量業	登録	測量法(55条)	5年
42	砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	—
43	採石業	登録	採石法(32条)	—
44	建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年
45	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年
46	自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	—
47	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—
48	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—
49	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—
50	住宅宿泊事業	届出 ※10	住宅宿泊事業法(3条)	—
51	接待飲食等営業 ※7	許可	風営法(3条)	—
52	遊技場営業 ※8	許可	風営法(3条)	—

- ※1 建設業法第3条第1項ただし書に規定する工事のみを請け負うことを業とする中小企業者は宣誓書をもって対応でき、許可証は不要です。
- ※2 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期間は、6年です。
- ※3 医薬品(体外診断用医薬品を除く)製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期間は、6年です。
- ※4 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。
- ※5 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められた者に係る許可の更新期間は、7年です。
- ※6 法改正に伴い平成30年9月30日以降は特定労働者派遣事業を営む事業者についても、労働者派遣事業の許可が必要になります。
- ※7 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合に必要となります。
- ※8 風営法第2条第1項第4号および第5号のいずれかに該当する場合に必要となります。
- ※9 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送(事業者協力型自家用有償旅客運送)に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に際し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は、5年です。
- ※10 住宅宿泊事業法で年間の営業日数の上限(180日)が定められており、一部の取組み(住宅宿泊事業のみ行う場合の設備資金・店舗併用住宅のうち、住宅部分を使用して住宅宿泊事業を営む場合の設備資金)について、営業日数相当額(所要資金×年間営業日数/365日)が保証限度額となります。なお、特別区または保健所が設置されている市町村については、条例で別途営業日数の制限等を設けることが可能とされていますので、年間営業日数の上限が180日よりさらに少なくなる場合があることにご留意ください。
- ※11 令和3年6月1日(改正法施行日)時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)による改正前の食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号の営業に該当しない営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っているものは、施行日から3年間、本許可を受けずとも、引き続き当該営業を行うことができます。また、改正法施行日時点で現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて改正前の食品衛生法施行令第35条各号の営業に該当する営業(改正後の食品衛生法施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っているものは、当該許可の有効期間の満了の日までの間、引き続き当該営業を行うことができます。